

市長の給料の減額に関する特例条例

第 1 条 この条例は、市長に対して支給する給料の減額に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 市長に対して支給する令和 8 年 10 月分の給料についての市長の給与の特例に関する条例（令和 6 年東大阪市条例第 32 号）第 2 条の規定の適用については、同条第 1 項中「100 分の 20」とあるのは「100 分の 30」と、同条第 2 項中「市長の給与の特例に関する条例」とあるのは「市長の給料の減額に関する特例条例（令和 8 年東大阪市条例第 39 号）第 2 条の規定により読み替えて適用される市長の給与の特例に関する条例」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。